

きみの2026商品券取扱店舗募集要項

事業の趣旨

物価高騰の影響を受ける町民の方々の生活・暮らしを支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、「きみの2026商品券」(町民1人につき1万5千円分)を世帯主様宛に世帯員全員分をお送りします。

1. 商品券の概要

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1)名 称 | きみの2026商品券(以下「商品券」という) |
| (2)発 行 者 | 紀美野町 |
| (3)商品券内容 | 500円券×30枚=15,000円 |
| (4)使用期間 | 令和8年3月16日から令和8年8月31日まで |
| (5)使用可能店舗 | 本要項に基づき取扱店として登録した店舗 |
| (6)手 数 料 | 取扱店登録に伴う登録手数料・換金手数料の負担はありません。 |

2. 商品券取り扱い厳守事項

- (1)商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2)商品券の転売、譲渡及び換金を行なうことはできません。
- (3)商品券額面以下の使用の場合であっても、お釣りはお渡しできません。
- (4)不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5)有効期限を過ぎた商品券は受け取ることはできません。
- (6)商品券の盗難・紛失・滅失、又は偽造・変造・模造に対して、発行者は責任を負いません。

3. 商品券の使用対象とならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、印紙、切手、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (5) 国税、地方税や使用料などの公共料金等
- (6) その他商品券発行の目的にそぐわないもの

4. 取扱店登録資格等

(1) 取扱店登録資格

紀美野町内に事業所または店舗を有する事業者(以下、「店舗」という。)とし、紀美野町の店舗に限り商品券を使用可能とすることができるものとします。

ただし、次の事業者を除きます。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第25項に規定する性風俗関連特殊営業に係る店舗
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている店舗
- ③ 上記3. 商品券の使用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取扱う店舗
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号(競争入札またはせり売りにおいて、公正な執行を妨げたとき、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき)に該当する者及び刑法による強制執行行為妨害等もしくは贈賄、または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法に基づく公訴を提起されている者等
- ⑤ 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- ⑥ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 取扱店の責務等

(1)次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ① 商品券が使用可能な店舗であることが明確になるよう、登録証を使用者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- ② 使用者が使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をして下さい。きみの2026商品券は、偽造防止策(ホログラム等)をしています。偽造防止策が確認できない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。
- ③ 受け取った商品券は再流通させないで下さい。
- ④ 商品券の交換及び売買は行なわないで下さい。
- ⑤ 商品券を、商品及びサービス等の対価として使用せず、直接換金はしないで下さい。
- ⑥ 使用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

6. 申込について

すでに、きみの商業協同組合に加入されている事業者および、事前に登録の確認をさせていただいている事業者につきましては、申込は不要です。

(1) 申込方法

申し込みを希望される方は、この「募集要項」に同意の上、「登録シート」に必要事項を記入し、受付窓口としている紀美野町役場総務課、美里支所住民室へ提出してください。

または申し込みフォームからご登録ください。

なお、「登録シート」は紀美野町のホームページにある「きみの2026商品券取扱い店舗登録について」をダウンロードし、下部を切り取ってご使用ください。



申し込みフォーム

(2) 提出先 ・紀美野町役場総務課

・紀美野町役場 美里支所住民室

(3) 申込期間 令和8年7月31日(金)まで

(4) 取扱店の登録 取扱店として登録した者には、登録証等を配布します。

7. 取扱店の取消し等

(1) この募集要項に違反する行為が認められた場合、登録を取消すことがあります。また、違反行為による損害金が発生した場合、その損害金を請求することがあります。

8. 換金について

(1) 請求方法

紀美野町商工会へ請求してください。

換金の際は、商品券裏面に引換店名を記載したうえで、印鑑を持参してください。

※換金日については、末尾のカレンダーをご確認ください。

(2) 換金請求期間

令和8年4月1日(水)から令和8年9月30日(水)まで

※請求期限を過ぎての請求には応じられませんのでご注意ください。

9. その他留意事項

(1) 「募集要項」に記載されていない事項については、別途協議します。

(2) 取扱店情報(店舗名称、業種等)は、紀美野町のホームページ等により広報します。

【問合せ・申込先】

紀美野町(総務課 きみの2026商品券係)

〒640-1192 紀美野町動木287番地

TEL : 073-489-2430

【換金に関する問合せ】

紀美野町商工会(受付:平日9時から17時まで)

〒640-1243 紀美野町神野市場226番地1 紀美野町役場美里支所 内

TEL : 073-495-3260

紀美野町商工会換金日カレンダー

	4/15(水)
5/1(金)	5/15(金)
6/1(月)	6/15(月)
7/1(水)	7/15(水)
8/3(月)	8/17(月)
9/1(火)	9/15(火)

※換金は4月15日以降でお願いします。

※上記以外でも換金は可能ですが、なるべく上記の換金日に換金をお願いします。

※換金について詳細やご相談については紀美野町商工会にお問い合わせください。